

令和3年度

定期監査報告書

十勝圏複合事務組合
監査委員

十複監査第 38 号
令和 4 年 3 月 28 日

十勝圏複合事務組合
組合長 米 沢 則 寿 様
十勝圏複合事務組合議会
議 長 有 城 正 憲 様

十勝圏複合事務組合
監査委員 川 端 洋 之
監査委員 小 野 信 次

定期監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した令和 3 年度定期監査について、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。

定期監査報告書

地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査について、十勝圏複合事務組合監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

第 1 監査の項目

収入事務の執行状況について

第 2 監査の実施期間

令和 3 年 11 月 29 日から令和 4 年 3 月 25 日まで

第 3 監査の目的

収入事務について、関係する法令などに基づき適正に執行されているか監査を行い、効率的な行政運営の確保に資することを目的とした。

また、過去の定期監査等における指摘事項等が、措置状況報告書のとおり是正されているか検証を行った。

第 4 監査の着眼点

- 1 調定の時期及び手続は適正か
- 2 納入の通知及び還付手続は適正か
- 3 督促手続は適正か
- 4 前回指摘事項等への取組は適切か

第 5 監査の対象課及び範囲、方法

1 対象課

総務課、帯広高等看護学院、十勝教育研修センター、十勝市町村税滞納整理機構、くりりんセンター、十勝川浄化センター

2 範囲

令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 10 月 31 日までに執行された収入事務

3 方法

監査を行う歳入の項目等については抽出を行い、対象課から帳簿等の関係書類の提出を求め、これらの書類を調査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

第6 監査の結果

収入事務の執行状況について監査を実施した結果、おおむね適正に執行されており、本報告書に特記すべき事項はなかった。

また、前回の定期監査における指摘事項等については、全て改善が図られていた。

第7 監査の結果に関する意見

収入事務は、おおむね適正に行われていましたが、業務を行う上で基本的な事務でありますので、今後とも法令等の規定に基づき、引き続き適正に事務を執行されますことを期待いたします。